

ドリーム剣友会会則新旧対照表

21.4.15改正

改正後	現行
<p style="text-align: center;">ドリーム剣友会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、ドリーム剣友会と称し、事務所を会長宅に置く。</p> <p>第2条 本会は、剣道を通じて心身共に健康で明るい青少年を育成するとともに、<u>会員相互の親睦・融和を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2章 事業</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成させるため、ドリーム剣友会<u>父母会</u>（以下「<u>父母会</u>」という。）の協力を得て、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎週の稽古 2 創立記念大会及び四季大会 3 夏季合宿 4 各種大会への参加 5 段級審査会への派遣 6 その他、本会の目的達成に必要な事業 <p>第3章 役員</p> <p>第4条 本会に次の役員を置く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長（師範）</u> 1名 2 <u>副会長（師範代）</u> 1名 3 <u>事務局長（師範代）</u> 1名 4 指導員 若干名 <p>第5条 本会の役員を選任は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長（師範）は父母会の総会によって選任されるものとする。</u> 2 <u>副会長（師範代）、事務局長（師範代）及び指導員は会長（師範）が任命し、父母会役員会の承認を得るものとする。</u> <p>第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長（師範）は、本会を代表し会務及び剣道指導を統括する。</u> 2 <u>副会長（師範代）は、会長（師範）を補佐し、会長（師範）不在のときは、その仕事を代行する。</u> 3 <u>事務局長（師範代）は、父母会役員及び戸塚区剣道連盟事務局との連絡調整を行う。</u> 4 指導員は、師範の指導に即して会員を指導する。 <p>第4章 会議</p>	<p style="text-align: center;">ドリーム剣友会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、ドリーム剣友会と称し、事務所を会長宅に置く。</p> <p>第2条 本会は、剣道を通じて心身共に健康で明るい青少年を育成することを目的とする。</p> <p>第2章 事業</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成させるため、ドリーム剣友会<u>後援会</u>（以下「<u>後援会</u>」という。）の協力を得て、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎週の稽古 2 創立記念大会及び四季大会 3 夏期合宿 4 各種大会への参加 5 段級審査会への派遣 6 その他、本会の目的達成に必要な事業 <p>第3章 役員</p> <p>第4条 本会に次の役員を置く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長</u> 1名 2 <u>師範</u> 1名 3 <u>師範代</u> 若干名 4 指導員 若干名 <p>第5条 本会の役員を選任は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長は後援会の会長を兼ねるものとする。</u> 2 <u>師範は後援会の総会によって選出される。</u> 3 <u>師範代及び指導員は師範が任命し、後援会役員会の同意を得る。</u> <p>第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会長は、本会を代表し会務を統括する。</u> 2 <u>師範は、本会の剣道指導を統理する。</u> 3 <u>師範代は師範を補佐し、師範不在のときは、その仕事を代行する。</u> 4 指導員は、師範の指導に即して会員を指導する。 <p>第4章 会議</p>

<p>第7条 本会の会議は役員会とし、次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員会は会長（師範）が招集し、議長となる。 2 役員会は、原則として毎月1回父母会役員会と合同で開催し、出席者の過半数により決定する。 <p>第5章 会員</p> <p>第8条 会員の入会は、次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は父母会会員の小中学生会員及び一般会員をもって構成する。 2 一般会員は父母会に加入しなければならない。 3 初心者の入会は、原則として毎年4月から6月までとする。 なお、経験者は、随時入会することができる。 4 会員は、会長（師範）の承認によってその資格を与えられる。 5 会員は、学校及び会社を除く他の剣道団体の会員を兼ねることはできない。 <p>第9条 会員は父母会指定のスポーツ保険に加入しなければならない。</p> <p>第10条 会員は退会する場合（長期に欠席する場合を含む。）には、書面により、父母会を経由して届け出なければならない。</p> <p>第6章 その他</p> <p>第11条 会員及び役員は、会則及び会議の決定に従わなければならない。</p> <p>第12条 本会は、会費等の経費は一切徴収しない。</p> <p>第13条 会員及び役員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反したときは、役員会の決定により処置する。</p> <p>第14条 本会会則の改正は、役員会の決定と父母会総会の同意がなければならない。</p> <p>第15条 その他、本事業に必要な事項は、役員会において決定する。</p> <p>(附則) この会則は昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>第7条 本会の会議は役員会及び指導者会議とし、次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員会は会長が、指導者会議は師範がそれぞれ招集し、議長となる。 2 会議は合議制をとり、十分なる討議の上、役員会は会長が、指導者会議は師範がそれぞれ決定する。 <p>第5章 会員</p> <p>第8条 会員の入会は、次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は後援会会員の小中学生会員及びその他の一般会員をもって構成する。 2 一般会員は後援会に加入する。 3 初心者の入会は、原則として毎年4月とする。 4 会員は、師範の承認によってその資格を与えられる。 5 会員は、学校及び会社を除く他の剣道団体の会員を兼ねることはできない。 <p>第9条 会員は後援会指定のスポーツ保険に加入しなければならない。</p> <p>第10条 会員は退会する場合（長期に欠席する場合を含む。）には、書面により、後援会を経由して届け出なければならない。</p> <p>第6章 その他</p> <p>第11条 会員及び役員は、会則及び会議の決定に従わなければならない。</p> <p>第12条 本会は、会費等の経費は一切徴収しない。</p> <p>第13条 会員及び役員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反したときは、役員会の決定により処置する。</p> <p>第14条 本会会則の改正は、役員会の決定と後援会役員会の同意がなければならない。</p> <p>第15条 その他、本事業に必要な事項は、役員会又は指導者会議において決定する。</p> <p>(附則) この会則は昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は平成8年4月1日から施行する。</p>
---	---